

属する年度から年金を受けている者に比べて、補償事由発生日までの間の年金スライド率が反映されないため、不均衡が生じます。

そこで、災害発生日を補償事由発生日とみなして前記2～4により計算した平均給与額に災害発生日の属する期間の区分に応じて自治大臣の定める率（年金スライド率と同じ率）を乗じて得た額と補償事由発生日における比較計算による額の高い方の額を平均給与額とすることとされています。

この計算を行うに当たっては次の点に留意する必要があります。

災害発生日を補償事由発生日とみなして計算する場合に、当該災害発生日が昭和60年4月1日前であるときは、同日において補償事由が生じたものとみなして計算します。

6 その他の算定方法

前記2～5の計算方法でもなお平均給与額が公正を欠く場合には、基金が自治大臣の承認を得て定める算定方法等によることとされており、現在定められている主たるものは次のとおりです。

(1) 職員の離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の計算（平均給与額算定書（H）欄）

職員が離職後に補償を行うべき事由が生じた場合には、現実には受ける給与がないので、比較計算が出来ないこととなります。

そこで、在職者との調整を図るため、在職者の比較計算に準じるものとして、その職員が離職時に占めていた職に引き続き在職していたならば補償事由発生日において受けることとなる基本的給与の額（離職時の等級号給を固定し、かつ、離職後は扶養親族の異動がなかったものとする。）を基礎として比較計算の例により計算します。

この場合、調整手当についてのいわゆる異動保障並びに特地勤務手当、へき地手当（準ずる手当を含む。）及び単身赴任手当については、離職当時支払われており、かつ、補償を行うべき事由の生じた日がその保障期間内にある場合に限り対象となります。

(2) 職員の離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生日の日の属する年度の翌々年度以降に属する場合（平均給与額算定書（I）欄）

当該災害発生日を補償事由発生日とみなして(1)により計算した額を補償事由発生日における比較計算による額として5の例により平均給与額を算出します。

(3) 最低保障額（平均給与額算定書（J）欄）

2～6(2)までの計算方法によって、得られた額が4,350円に満たない場合には、4,350円を平均給与額とします（年金たる補償を除く。）。

(4) 最低限度額及び最高限度額

ア 最低限度額及び最高限度額（平均給与額算定書（L）欄）

年金たる補償及び休業補償（療養開始後1年6月を経過した日以後分）については、年齢階層ごとに最低限度額及び最高限度額が定められており、2～6により算出された被災職員の平均給与額が、当該職員の年齢の属する「年齢階層」に係る最低限度額を下回り、又は最高限度額を超える場合には、当該最低限度額又は最高限度額を平均給与額とします。

なお、「年齢階層」の年齢は、毎年基準日（4月1日）における満年齢です。

イ 年金たる補償の額の自動改定

年金たる補償の額は自動改定が行われます。その改定は年金たる補償を行うべき事由が生じた日（その日が昭和60年4月1日前であるときは、昭和60年4月1日）における平均給与額（法第2条第4項から第8項までの規定により平均給与額として計算した額）に年金スライド率を乗じて得た額とアによる最低限度額及び最高限度額とを比較して、改定後の年金たる補償の平均給与額を決定して行いますが、この計算は基金支部で処理します。

ウ 昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置

施行日（昭和62年2月1日）の前日に年金を受ける権利を有していた者で施行日後も年金を受ける権利を有している者については、昭和62年1月31日現在のその者の平均給与額が以後最高限度額を超える場合であっても、なお以前の平均給与額が保障されます。

また、施行日の前日における平均給与額が当初最高限度額を下回っていて、その後、最高限度額を上回るようになった場合も同様です。

ただし、最高限度額を上回る平均給与額が保障されている期間については、年金のスライドによる改定は行われません。

(5) 派遣された職員が派遣元の地方公共団体に復帰した場合における平均給与額の計算の特例

地方自治法第252条の17（同法第283条において特別区に適用し、及び第292条において地方公共団体の組合に準用する場合を含む。）の規定に基づき派遣された職員が、派遣を受けた地方公共団体の事務に関して災害を受けた場合には、本来その補償責任は、派遣を受けた地方公共団体に存することとなりますが、その特殊性に鑑み、派遣元の地方公共団体に復帰した後に当該災害に関し補償を行うべき事由が生じた場合の平均給与額の計算については、次のとおり特例が設けられています。

ア 補償事由発生日が派遣をした地方公共団体に在職中である場合には、派遣を受けた地方公共団体から支払われた給与を基礎として法第2条第4項から7項までの規定により計算した平均給与額が、当該補償事由発生日において派遣をした地方公共団体から支払われる給与を基礎として規則第3条第2項の規定の例により計算して得た金額に満たない場合には、当該金額を平均給与額とするものです。

イ また、補償事由発生日が派遣をした地方公共団体を離職した後である場合には、派遣を受けた地方公共団体から支払われた給与を基礎として法第2条第4項から7項までの規定により計算した平均給与額が、当該補償事由発生日まで離職時に占めていた職に引き続き在職していたとするならば同日において派遣をした地方公共団体から受けることとなる給与を基礎として(1)の例により計算して得た金額に満たない場合には、当該金額を平均給与額とするものです。

(6) 派遣法による派遣の場合の平均給与額

派遣法（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律）による派遣職員が派遣先の業務又は通勤により被災した場合の平均給与額は、災害発生日からでなく、派遣の期間の初日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間に支払われた給与の総額を、その期間の総日数で除して得た金額となります。

なお、派遣前3月間に職員となった者の原則計算、最低保障計算、控除計算及び給与を受けない期間が派遣前3月間の全日数にわたる場合等の平均給与額の計算について国内における場合に準じた計算方法の特例が設けられています。